



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次 (*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

○ 規則

*54 建築物等の外観の維持保全及び景観支障状態の制限に関する条例施行規則 (都市政策課)..... 1

○ 告示

- 1148 有害図書等の指定 (青少年・男女共同参画課)..... 8
- 1149 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の変更 (障害福祉課)..... 8
- 1150 橋本市吉原土地改良区の役員の就任 (農業農村整備課)..... 9
- 1151 道路の区域変更 (道路保全課)..... 9
- 1152 道路の供用開始 (")..... 9
- 1153 道路の位置の指定 (都市政策課)..... 10
- 1154 公有水面の埋立ての免許 (港湾空港振興課)..... 10
- 1155 平成23年和歌山県告示第320号(平成23年度県立近代美術館の入場料)の一部改正 (教育委員会)..... 11
- 1156 平成23年和歌山県告示第321号(平成23年度県立博物館の使用料)の一部改正 (")..... 11
- 1157 平成23年和歌山県告示第322号(平成23年度県立紀伊風土記の丘資料館の入場料)の一部改正 (")..... 11
- 1158 平成23年和歌山県告示第323号(平成23年度県立自然博物館の入場料)の一部改正 (")..... 12

○ 選挙管理委員会告示

- 104 政治団体の届出事項の異動の届出 12
- 105 政治団体の解散の届出 12
- 106 政治団体の収支報告書の要旨 13
- 107 政治団体の設立の届出 15
- 108 資金管理団体の指定の取消しの届出 15
- 109 平成22年和歌山県選挙管理委員会告示第155号(政治団体の収支報告書の要旨)の一部訂正 15

規 則

和歌山県規則第54号

建築物等の外観の維持保全及び景観支障状態の制限に関する条例施行規則を次のように定める。

平成23年10月28日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

建築物等の外観の維持保全及び景観支障状態の制限に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、建築物等の外観の維持保全及び景観支障状態の制限に関する条例(平成23年和歌山県条例第33号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則で使用する用語は、特別の定めがある場合を除くほか、条例で使用する用語の例による。

（特に著しい破損、腐食等が生じている状態）

第3条 条例第3条第1項第1号の規則で定める程度は、長期間適切な維持保全がされていないことにより、建築物等の基本的機能が喪失した状態として、屋根又は外壁（いずれも道路その他の公共の場所から公衆によって容易に望見されることのない部分及び開口部を除く。）の10分の1以上が損壊に至った状態とする。

（適用を除外する建築物等）

第4条 条例第3条第2項第7号の規則で定める建築物等は、和歌山県景観条例（平成20年和歌山県条例第21号）第10条第1項の規定により和歌山県景観資源として登録された建築物等とする。

（景観支障状態の建築物等からの距離）

第5条 条例第4条第1項の規則で定める距離は、100メートルとする。

（周辺住民等から除外する者）

第6条 条例第4条第1項のその他規則で定める者は、国及び地方公共団体とする。

（景観支障除去措置の要請）

第7条 条例第4条第1項の規定による要請は、景観支障除去措置に係る要請書（別記第1号様式）に次に掲げる書類を添付して行うものとする。

- (1) 条例第4条第1項の規定による要請を同条第2項の規定に基づき共同で行う場合にあつては、要請者一覧表（居住者）（別記第2号様式）及び要請者一覧表（居住者以外の土地の所有権又は借地権を有する者）（別記第3号様式）
- (2) 建築物等の権利者及び当該建築物等の存する土地の権利者の一覧表
- (3) 建築物等の位置を示す図書
- (4) 建築物等及び当該建築物等の周辺の状況を示す写真
- (5) 周辺住民等の総数の根拠を示す図書
- (6) その他知事が必要と認めるもの

（周辺住民等が複数ある場合の要請）

第8条 条例第4条第2項の規則で定める数は、周辺住民等の総数の3分の2とする。

（景観支障状態の調査）

第9条 条例第5条第2項の規定による調査は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 破損、腐食等の状態に関する事項
- (2) 周辺の良好な景観との調和に関する事項
- (3) 歴史上又は学術上の価値に関する事項
- (4) その他知事が必要と認める事項

（身分証明書）

第10条 条例第7条第2項に規定する身分を示す証明書は、別記第4号様式によるものとする。

（受益者負担）

第11条 条例附則第4項に規定する条例附則第3項の規定による命令に基づく景観支障除去措置により著しく利益を受ける者が負担する損失補償の費用の額は、当該景観支障除去措置によって、当該景観支障除去措置に係る建築物等の存する土地の価額が上昇する場合におけるその上昇する価額を限度とする。

2 条例附則第3項の規定による命令を受けた建築物所有者等と条例附則第4項の著しく利益を受ける者とは同一の場合は、条例附則第3項の規定に基づき補償する価額は、前項の損失補償の費用の額と相殺するものとする。

附 則

この規則は、平成24年1月1日から施行する。

別記第 1 号様式 (第 7 条関係)

景観支障除去措置に係る要請書

年 月 日

和歌山県知事 様

要請者 (代表) 住 所

氏 名
連絡先

印

〔 法人にあつては、主たる事務所の
所在地、その名称及び代表者の氏名 〕

建築物等の外観の維持保全及び景観支障状態の制限に関する条例第 4 条第 1 項の規定に基づき、景観支障状態となっている建築物等について景観支障除去措置をとらせるよう次のとおり (別添要請者一覧表に掲げる者と共同で) 要請します。

建築物等の所在地							
建築物所有者等の氏名及び住所							
建築物等の概要		従前の用途		築年数			
		構造・規模		使用していない期間			
要請者の総数	居住者		(合計)	周辺住民等の総数	居住者		(合計)
	土地所有者等 (居住者を除く。)				土地所有者等 (居住者を除く。)		
建築物等の破損、腐食等の状態							
周辺の良好な景観に対して不調和である状態							

建築物等の維持保全
の状況

(以下任意記載)

景観支障状態に至
った背景、経緯そ
の他の参考となる
事項

景観支障除去措置
後の土地の活用や
維持保全に関する
提案等

添付書類

○建築物等の外観の維持保全及び景観支障状態の制限に関する条例施行規則第 7 条第 1 項各号に定める添付書類

- (1) 要請者一覧表 (別記第 2 号様式及び別記第 3 号様式)
- (2) 建築物等の権利者及び当該建築物等の存する土地の権利者の一覧表
- (3) 建築物等の位置を示す図書
- (4) 建築物等及び当該建築物等の周辺の状況を示す写真
- (5) 周辺住民等の総数の根拠を示す図書
- (6) その他知事が必要と認めるもの

別記第2号様式 (第7条関係)

要請者一覧表 (居住者)

住 所	氏 名	印

別記第3号様式 (第7条関係)

要請者一覧表 (居住者以外の土地の所有権又は借地権を有する者)

権利の種別	所在地	住所	氏名	印

別記第4号様式(第10条関係)

(表面)

身分証明書	第 号	54mm
所 属		
職 名		
氏 名		
生年月日		
<p>上記の者は、建築物等の外観の維持保全及び景観支障状態の制限に関する条例第7条第2項に規定する立入調査を行う職員であることを証明する。</p> <p>年 月 日</p> <p style="text-align: center;">和歌山県知事 印</p>		
85mm		

(裏面)

建築物等の外観の維持保全及び景観支障状態の制限に関する条例 (抜粋)

(報告及び立入調査)

第7条 知事は、第5条第1項の規定による勧告又は前条第1項の規定による命令を行うため必要な限度において、建築物所有者等に対し、当該建築物等について報告を求め、又はその職員に当該建築物等若しくはその存する土地に立ち入り、その状況を調査させることができる。

2 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

告 示

和歌山県告示第1148号

和歌山県青少年健全育成条例（昭和53年和歌山県条例第36号）第13条第1項の規定により、有害図書等として、次のものを平成23年10月18日指定した。

平成23年10月28日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

種 別	図 書 等 名	コード番号	発 行 所 名
月 刊 誌	黄金のGT 11月号	12259-11	晋遊舎
月 刊 誌	BLACKBOX 11月号	17843-11	三英出版
月 刊 誌	エンタメ 11月号	02053-11	徳間書店
月 刊 誌	実話ナックルズ 11月号	04877-11	ミリオン出版
月 刊 誌	実話マッドマックス 11月号	15279-11	コアマガジン
月 刊 誌	実話ドキュメント 11月号	05267-11	竹書房
月 刊 誌	裏モノJAPAN 11月号	01805-11	鉄人社
雑 誌	エキサイティングマックス!スペシャル Vol. 43	02092-11	ぶんか社
雑 誌	ナックルズ デラックス アングラー vol.04	68464-10	ミリオン出版
雑 誌	ナックルズチェリーズ vol.2	04878-11	ミリオン出版
雑 誌	黄金のGT スキャンダルスペシャル11月号	12260-11	晋遊舎
コミック	Sweetプチ 11月号	15487-11	笠倉出版社
コミック	恋愛熱情ラブパッション 11月号	09657-11	一水社
コミック	花恋 11月号	02601-11	日本文芸社

指定理由

著しく性的感情を刺激し、著しく粗暴性若しくは残忍性を助長し、犯罪を誘発し、又は著しく犯罪性を助長する等、青少年の健全な育成を阻害するおそれがある。

和歌山県告示第1149号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第46条第1項の規定に基づく指定障害福祉サービス事業者の変更について、次のとおり届出があったので、同法第51条第2号の規定に基づき公示する。

平成23年10月28日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

事業所番号	事業所の名称	障害福祉サービスの種類	変更事項	変 更 前	変 更 後	変 更 年月日
3011700 519	来実の会	生活介護	主たる事務所の所在地	紀の川市西三谷614	紀の川市上田井451番1	平成 23.10.1

和歌山県告示第1150号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、橋本市吉原土地改良区の役員について次のとおり公告する。

平成23年10月28日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

就任した役員（平成23年3月27日就任）

職名 氏 名 住 所
 理事 安川善久 橋本市高野口町応其328番地

和歌山県告示第1151号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成23年10月28日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 上富田南部線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考 メートル
田辺市下万呂字片山245番8地先から同市秋津町字峯ノ庄1363番1地先まで	旧	4.70 ∩ 8.30	1,146.60	秋津野橋 L=56.70
同上	新	4.70 ∩ 8.30	1,146.60	秋津野橋 L=56.70
同上	新	6.45 ∩ 34.10	1,245.00	県道田辺龍神線と重複 L=181.20 秋津野橋仮設橋 L=62.14

和歌山県告示第1152号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成23年10月28日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道
 路線名 上富田南部線
 供用開始の区間 田辺市秋津町字中芝271番11地先から同市秋津町字峯ノ庄1356番1地先まで
 供用開始の期日 平成23年10月31日

和歌山県告示第1153号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。
平成23年10月28日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指定番号	指 定 位 置	申 請 者 住 所 名 氏 名	指定年月日	道 路	
				幅 員 メートル	延 長 メートル
3148	海南市重根字田輪之前687番1、688番1、689番、字地藏前765番	和歌山市有家320番地1 日前開発 代表 赤間淳巳	平成 23. 10. 19	6. 00	40. 00

和歌山県告示第1154号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条第1項の規定により、次のとおり公有水面の埋立てを免許した。

平成23年10月28日

和歌山下津港港湾管理者和歌山県

代表者 和歌山県知事 仁坂吉伸

1 埋立免許出願人

- (1) 所在地 和歌山県和歌山市小松原通一丁目1番地
- (2) 名称 和歌山県
- (3) 代表者住所 和歌山県和歌山市東高松四丁目6番7号
- (4) 代表者氏名 和歌山県知事 仁坂吉伸

2 埋立区域

(1) 位置

和歌山市湊字青岸坪1337番2及び紀ノ川左岸背割堤の地先公有水面

(2) 区域

次の各地点のうち、1の地点から8の地点までを順次に結んだ線、8の地点と9の地点を結ぶ平成21年7月30日付け和歌山県指令20港振第688号の免許に係る埋立ての埋立区域と公有水面との境界線（D. L. + 1. 60mにより決定）及び平成23年の春分の満潮位（D. L. + 1. 90m）における公有水面と紀ノ川左岸背割堤との境界線により囲まれた区域

基点（国土地理院「青岸」三等三角点、和歌山県和歌山市湊1342番地）

北緯34度13分19. 3848秒

東経135度08分32. 4433秒

- 1の地点 基点から68度35分23秒 1, 393. 63mの地点
- 2の地点 1の地点から142度27分23秒 6. 99mの地点
- 3の地点 2の地点から232度27分23秒 0. 64mの地点
- 4の地点 3の地点から142度27分23秒 4. 21mの地点
- 5の地点 4の地点から232度27分23秒 123. 62mの地点
- 6の地点 5の地点から236度09分56秒 88. 24mの地点
- 7の地点 6の地点から239度36分26秒 117. 37mの地点
- 8の地点 7の地点から245度56分56秒 0. 61mの地点
- 9の地点 8の地点から338度53分54秒 12. 48mの地点

(3) 面積

3, 569. 09m²

3 埋立てに関する工事の施行区域

(1) 位置

紀ノ川左岸背割堤の地内並びに和歌山市湊字青岸坪1337番2及び紀ノ川左岸背割堤の地先公有水面

(2) 区域

次の各地点を順次に結んだ線及びイの地点とワの地点とを結んだ線により囲まれた区域

基点(国土地理院「青岸」三等三角点、和歌山県和歌山市湊1342番地)

北緯34度13分19.3848秒

東経135度08分32.4433秒

イの地点 基点から67度23分23秒 1,426.94mの地点

ロの地点 イの地点から142度27分23秒 70.74mの地点

ハの地点 ロの地点から232度27分23秒 165.60mの地点

ニの地点 ハの地点から236度10分02秒 90.70mの地点

ホの地点 ニの地点から239度36分26秒 126.64mの地点

への地点 ホの地点から335度56分56秒 71.58mの地点

トの地点 への地点から62度56分51秒 35.98mの地点

チの地点 トの地点から60度14分50秒 38.76mの地点

リの地点 チの地点から58度12分11秒 73.12mの地点

ヌの地点 リの地点から56度20分14秒 25.31mの地点

ルの地点 ヌの地点から54度43分34秒 22.18mの地点

ヲの地点 ルの地点から53度18分43秒 73.70mの地点

ワの地点 ヲの地点から51度44分25秒 56.46mの地点

(3) 面積

25,902.99㎡

4 埋立地の用途

ふ頭用地

5 公有水面埋立免許年月日

平成23年10月11日

和歌山県告示第1155号

平成23年和歌山県告示第320号(平成23年度県立近代美術館の入場料)の一部を次のように改正する。

平成23年10月28日

和歌山県知事 仁坂吉伸

備考に次のように加える。

9 関西文化の日(11月19日及び20日)の入場料を無料とする。

和歌山県告示第1156号

平成23年和歌山県告示第321号(平成23年度県立博物館の使用料)の一部を次のように改正する。

平成23年10月28日

和歌山県知事 仁坂吉伸

備考に次のように加える。

8 関西文化の日(11月19日及び20日)の入場料を無料とする。

和歌山県告示第1157号

平成23年和歌山県告示第322号(平成23年度県立紀伊風土記の丘資料館の入場料)の一部を次のように

改正する。

平成23年10月28日

和歌山県知事 仁坂吉伸

備考に次のように加える。

6 関西文化の日（11月19日及び20日）の入場料を無料とする。

和歌山県告示第1158号

平成23年和歌山県告示第323号（平成23年度県立自然博物館の入場料）の一部を次のように改正する。

平成23年10月28日

和歌山県知事 仁坂吉伸

備考に次のように加える。

5 関西文化の日（11月19日及び20日）の入場料を無料とする。

選挙管理委員会告示

和歌山県選挙管理委員会告示第104号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成23年10月28日

和歌山県選挙管理委員会委員長 諸木良介

政治団体の名称	異動事項	新	旧	届出年月日	政党・政治団体の別	備考
自由民主党有田市支部連絡協議会	主たる事務所の所在地	有田市初島町浜1140-4	有田市宮原町須谷113	平成23.9.26	政党	
民主党和歌山県総支部連合会	代表者	阪口直人	岸本周平	平成23.10.7	政党	
小林弘後援会	会計責任者	小林君代	西嘉彦	平成23.10.7	政治団体	
谷洋一後援会	会計責任者	谷口壽弘	圓戸國男	平成23.10.11	政治団体	

和歌山県選挙管理委員会告示第105号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定による政治団体の解散の届出があったので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成23年10月28日

和歌山県選挙管理委員会委員長 諸木良介

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日	届出年月日
自由民主党和歌山県田辺市第二支部	泉正徳	平成23.6.9	平成23.6.9
野見山あつみ後援会	尼田義春	平成23.8.15	平成23.8.19
あつみ会	野見山海	平成23.8.15	平成23.8.19

和歌山県選挙管理委員会告示第106号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定による政治団体の収支報告書を受理したので、同法第20条第1項の規定に基づき、その要旨を次のとおり公表する。

平成23年10月28日

和歌山県選挙管理委員会委員長 諸 木 良 介

政治団体の収支報告書（平成22年分）の要旨

(単位：円)

自由民主党和歌山県田辺市第二支部

報告年月日 23.03.30

1	収入総額	<u>666,545</u>	
	前年繰越額	101,032	
	本年收入額	565,513	
2	支出総額	<u>0</u>	
3	本年收入の内訳		
	寄附	500,000	
	法人その他の団体からの寄附	500,000	
	本部又は支部から供与された交付金に係る収入	65,400	
	自由民主党和歌山県支部	65,400	
	その他の収入	113	
	一件十万円未満のもの	113	
4	寄附の内訳		
	(法人その他の団体からの寄附)		
	株式会社初山	500,000	田辺市

野見山あつみ後援会

報告年月日 23.03.25

1	収入総額	<u>506,784</u>	
	前年繰越額	106,784	
	本年收入額	400,000	
2	支出総額	<u>365,688</u>	
3	本年收入の内訳		
	寄附	350,000	
	個人からの寄附	50,000	
	政治団体からの寄附	300,000	
	その他の収入	50,000	
	一件十万円未満のもの	50,000	
4	支出の内訳		
	経常経費	213,920	
	備品・消耗品費	101,160	
	事務所費	112,760	
	政治活動費	151,768	
	組織活動費	133,888	
	調査研究費	17,880	
5	寄附の内訳		
	(個人からの寄附)		
	年間五万円以下のもの	50,000	
	(政治団体からの寄附)		
	あつみ会	300,000	田辺市

あつみ会

資金管理団体の届出をした者の氏名 野見山 海

資金管理団体の届出に係る公職の種類 和歌山県議会議員

報告年月日 23.03.25

1	収入総額	<u>377,000</u>	
	前年繰越額	377,000	
2	支出総額	<u>300,000</u>	

3 支出の内訳	
政治活動費	300,000
寄附・交付金	300,000

政治団体の収支報告書(平成23年分)の要旨

自由民主党和歌山県田辺市第二支部

報告年月日 23.06.09

1 収入総額	681,602
前年繰越額	666,545
本年收入額	15,057
2 支出総額	681,602
3 本年收入の内訳	
寄附	15,057
個人からの寄附	15,057
4 支出の内訳	
経常経費	475,802
人件費	450,000
備品・消耗品費	25,802
政治活動費	205,800
機関紙誌の発行その他の事業費	205,800
機関紙誌の発行事業費	205,800
5 寄附の内訳	
(個人からの寄附)	
年間五万円以下のもの	15,057

野見山あつみ後援会

報告年月日 23.08.19

1 収入総額	1,091,096	
前年繰越額	141,096	
本年收入額	950,000	
2 支出総額	986,102	
3 本年收入の内訳		
寄附	500,000	
個人からの寄附	300,000	
政治団体からの寄附	200,000	
その他の収入	450,000	
会議・会費	450,000	
4 支出の内訳		
経常経費	67,980	
備品・消耗品費	10,300	
事務所費	57,680	
政治活動費	918,122	
組織活動費	900,242	
調査研究費	17,880	
5 寄附の内訳		
(個人からの寄附)		
野見山 海	300,000	田辺市
(政治団体からの寄附)		
あつみ会	200,000	田辺市

あつみ会

資金管理団体の届出をした者の氏名 野見山 海
 資金管理団体の届出に係る公職の種類 和歌山県議会議員
 報告年月日 23.08.19

1 収入総額	377,000
前年繰越額	77,000
本年收入額	300,000
2 支出総額	200,000

3 本年收入の内訳		
寄附	300,000	
個人からの寄附	300,000	
4 支出の内訳		
政治活動費	200,000	
寄附・交付金	200,000	
5 寄附の内訳		
(個人からの寄附)		
野見山 海	300,000	田辺市

和歌山県選挙管理委員会告示第107号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定による政治団体の設立の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成23年10月28日

和歌山県選挙管理委員会委員長 諸 木 良 介

その他の政治団体

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
和歌山県暮らしを守る会	深瀬政福	長谷川勝	橋本市高野口町小田91-4	平成 23.9.1
かつらぎ町の次世代を考える会	雑賀増己	壱岐弘	伊都郡かつらぎ町丁ノ町2232番地	平成 23.9.26

和歌山県選挙管理委員会告示第108号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項の規定による資金管理団体の指定の取消しの届出があったので、同法第19条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成23年10月28日

和歌山県選挙管理委員会委員長 諸 木 良 介

資金管理団体の指定の取消しの届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	届出年月日
野見山海	和歌山県議会議員	あつみ会	田辺市下万呂945-42	野見山海	平成 23.8.19

和歌山県選挙管理委員会告示第109号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第12条第1項の規定による政治団体の収支報告書について、訂正の報告があったので、同法第20条第1項の規定に基づき、平成22年和歌山県選挙管理委員会告示第155号（政治団体の収支報告書の要旨）の一部を次のとおり訂正し、公表する。

平成23年10月28日

和歌山県選挙管理委員会委員長 諸 木 良 介

別冊の政治団体の収支報告書（平成21年分）の要旨【その他の政治団体（資金管理団体）】の表建朋会

の項中 「 吉田 善之

500,000 三重県松坂市」を

「 吉田 善之
5 資産等の内訳
（借入金）
大橋 健一

500,000 三重県松坂市

に訂正する。

3,000,000

」